

長浜市告示第212号

長浜市自治会デジタル化支援アドバイザー設置要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市自治会デジタル化支援アドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 市内の自治会のデジタル化を推進し、自治会運営の効率化及び役員等の負担の軽減を図るため、自治会デジタル化支援アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を設置する。

(職務)

第2条 アドバイザーは、市長及び自治会が事前に調整の上、次に掲げる活動を実施する。

- (1) メッセージアプリを活用した情報発信に関する助言及び支援
- (2) オンライン会議ツールを活用した会議運営に関する助言及び支援
- (3) 自治会館等におけるWi-Fiの整備及びデジタル機器を活用した活動に関する助言及び支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自治会運営の効率化及び負担の軽減に資するデジタルツールの活用に関する助言及び支援

(活動)

第3条 アドバイザーの活動は、市長の依頼に基づき行う。

2 アドバイザーの活動場所は、市役所の相談室その他市長が指定する場所とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(委嘱)

第4条 アドバイザーは、自治会のデジタル化支援を行うために必要な知識及び経験を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものうちから、市長が委嘱する。

- (1) IT活用支援又はパソコン、スマートフォン等の操作支援に関する実績を有する者
- (2) IT講座又はスマートフォン講座等における指導経験を有する者
- (3) デジタル推進委員(デジタル庁)、ITパスポート試験合格者、ICT支援員認定資格保有者その他これらに類する資格又は知識を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、同等の知識及び経験を有すると市長が認める者

(任期)

第5条 アドバイザーの任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(謝礼金)

第6条 アドバイザーの謝礼金は、1回の活動につき1万円とする。

(守秘義務)

第7条 アドバイザーは、職務上知り得た個人情報その他の情報の秘密を漏らしてはならない。委嘱期間の終了後においても、同様とする。

(実施状況報告書)

第8条 アドバイザーは、活動を実施したときは、速やかに長浜市自治会デジタル化支援実施状況報告書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(解嘱)

第9条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、その委嘱を解くことができる。

- (1) 職務を怠り、又は職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (2) 信用を失墜させる行為があったとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第8条関係）

長浜市自治会デジタル化支援実施状況報告書

年 月 日

長浜市長 あて

アドバイザー
氏 名

長浜市自治会デジタル化支援アドバイザー設置要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

実施日時	月 日（ ） : ~ :		
実施場所			
自治会名 (受講団体名)		受講者氏名	
対応内容			
その他報告事項			